

香芝市上下水道事業文書取扱規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和5年7月24日

香芝市上下水道事業の管理者
の権限を行う市長
香芝市長 福岡 憲宏

香芝市上下水道事業管理規程第2号

香芝市上下水道事業文書取扱規程の一部を改正する規程

香芝市上下水道事業文書取扱規程（昭和44年水道事業管理規程第11号）
の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「軽易なものには、公印」を「庁内文書、電気通信回線を利用して発送する電子文書その他の公印を押印しないことが適当であると認められる文書にあっては、押印」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。